国民年金の届け出は正しくお早めに

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）
問 東北福島年金事務所（℡ 535-0141）

国民年金被保険者のみなさん、現在ご自分が国民年金の何号に加入しているかご存知ですか？加入の種類は下記の１号・２号・３号の３種類です。就職、退職、結婚などライフスタイルの変化などによって加入の種別が変わるときには、届け出が必要です。

国民年金は、将来自分が受け取る「老齢年金」はもちろん、若くして障害の状態になったときの「障害年金」やお子様を残して一家の大黒柱が亡くなった際の「遺族年金」などもしもの時に年金が受けとれないということを防ぐため正しい届け出と納付をお願いします。

■あなたは何号に加入していますか？

【1 号被保険者】

20 歳から 60 歳までの自営業者・自由業者・農林漁業者・無職などの人と、その配偶者、学生（第 2 号と第 3 号被保険者に該当しない人）。
※町役場に加入の届け出が必要です。

【第 2 号被保険者】

厚生年金や各種共済年金の加入者。
※勤務先で加入の届け出を行います。

【第 3 号被保険者】

厚生年金や各種共済年金の加入者（第 2 号被保険者）に扶養されている 20 才から 60 才の配偶者。
※配偶者の勤務先に加入の届け出が必要です。

■こんなときは国民年金の届け出を！

こんなとき	届け出の種類（届出先）	届け出に必要なもの
自営業・自由業者・農林漁業者・無職の方／学生が 20 歳になったとき	未加入➡第１号（町役場）	●国民年金資格取得届書（日本年金機構から郵送） ●年金手帳（すでにお持ちの方） ●印鑑
第２号被保険者に扶養されている配偶者が 20 歳になったとき	未加入➡第３号（配偶者の勤務先）	○年金手帳（すでにお持ちの方） ○印鑑
第２号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第１号➡第３号 または 第２号➡第３号（配偶者の勤務先）	●年金手帳 ●印鑑
第２号被保険者が 60 歳になる前に職場を退職したとき	第２号➡第１号（町役場）	○資格喪失証明書（退職年月日が確認できる書類） ○年金手帳 ○印鑑
第３号被保険者の配偶者が会社を退職したとき / 配偶者の扶養から外れ、第２号被保険者にも該当しないとき / 離婚したとき	第３号➡第１号（町役場）	●資格喪失証明書（扶養から外れた日が確認できる書類） ●年金手帳 ●印鑑
第１号被保険者で、より多くの年金受給を希望するとき	付加年金の加入※毎月の保険料　プラス 400 円（町役場）	○年金手帳 ○印鑑
	国民年金基金の加入※口数制（福島県国民年金基金 ℡ 0120 - 65 - 4192）	左記に問い合わせください
第１号被保険者で、学生、または経済的な理由などで保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例申請 ※毎年申請が必要（町役場）	●学生証の写しまたは在学証明書（原本） ●年金手帳 ●印鑑
	保険料免除・納付猶予申請 ※毎年申請が必要（町役場）	●年金手帳 ●印鑑 ※失業を理由に申請される場合には、退職年月日の確認できる書類（離職票・雇用保険受給者証の写し）
第１号被保険者で、住所や氏名が変わったとき	住所や氏名の変更届書（町役場）	○年金手帳 ○印鑑
第２号・第３号被保険者で、住所や氏名が変わったとき	住所や氏名の変更届書（勤務先 ※第３号被保険者は、配偶者の勤務先）	●年金手帳 ●印鑑 ※その他、勤務先により提出書類が異なります。

消防署では住宅用火災警報器設置支援事業を行っています！

◆事業内容

消防職員による住宅用火災報知器の取り付け

◆事業の対象

川俣町に住居する次のいずれかに該当するもの
① 65 歳以上のみで構成する世帯
②身体に障害があり、住宅等火災報知器の取り付けが困難な世帯
③その他諸般の事情により取り付けが困難と判断できる場合
※設置いただく住宅用火災報知器については、事前に準備いただきますようにお願いいたします。
消防署では住警器の販売や斡旋は行っておりません。悪徳業者からの販売に注意してください。

◆申し込み・お問い合わせ先

伊達地方消防組合 中央消防署南分署 ℡ 566-2145

行　政

後期高齢者医療制度について

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

■これから 75 歳になる方（手続き不要）

75 歳の誕生日から、後期高齢者医療制度の被保険者になります。誕生日の 2 週間前までに後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）を郵送します。役場の封筒ではなく「福島県後期高齢者医療広域連合の茶色の封筒」で届きますので誤って捨てることのないようお願いいたします。

■ 65 歳から 74 歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方（要申請）

申請により、福島県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。なお、従前の医療保険と比較して、一部負担金や保険料において移行によるメリット・デメリットがありますので、担当までご相談ください。

（対象となる障がい）

①障害基礎年金の 1 級または 2 級受給者
②身体障害者手帳の 1 級から 3 級所持者
③身体障害者手帳 4 級のうち、音声言語機能障がい、下肢障害の 1 号、3 号、4 号所持者
④精神障害者保健福祉手帳の 1 級または 2 級所持者
⑤療育手帳の障害の程度が A（重度）所持者

■保険証について

保険証は、1 人に 1 枚交付されます。今年はピンク色の保険証を交付しています。保険証は毎年 8 月 1 日に一斉更新し、翌年 7 月 3 1 日までの 1 年間の有効期間となります。有効期限が切れる前に（毎年 7 月下旬ごろ）、「福島県後期高齢者医療広域連合からの白い封筒」でお手元に届くように郵送します。被保険者本人が郵便物の管理が困難な場合は家族あてに郵送する送付先変更のサービスもございますので、希望する方は担当までご相談ください。

平成31年度 国家公務員
「国税専門官採用試験」
（大学卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

◇受験申込受付期間（インターネット申込み）
平成 31 年 3 月 29 日から 4 月 10 日まで（国家公務員試験採用情報 NAVI（http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm））

◇試験に関する問合せ先
仙台国税局人事第二課 022-263-1111（内 3236）

詳しくは・・・

国税専門官　検 索

国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の手続きに個人番号（マイナンバー）が必要になります！

■確認のために持参していただくもの

①番号確認　対象者（国民健康保険は世帯主と対象者両方）の個人番号カードもしくは通知カード

②来庁される方の本人確認　来庁される方の顔写真が入っている運転免許証などの官公署から発行された証明書 1 点もしくは、顔写真が入っていない被保険者証、介護保険証などの公的機関から発行された証明書 2 点

③代理権の確認　※本人以外の方が来庁する場合

対象者本人の被保険者証、年金手帳、委任状（別世帯の方が申請する場合）などの代理権が確認できる書類

「こんなとき」は国保の届け出を！

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405、1406）

春は異動の多い季節です。下の表に該当する異動があったときは、異動のあった日から 14 日以内に、国保年金係まで届け出をしてください。自動的には切り替わりません。変更があったときは、必ず手続きをお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき	・前住所地の転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険などを脱退したとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	子どもが産まれたとき	・直接支払制度合意文書 ・印鑑 ・出産費用明細書
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	・保険証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	・国保と職場の保険証 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	・国保と職場の保険証 ・印鑑
	国保加入家族が死亡したとき	・保険証 ・印鑑
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・保険証 ・印鑑
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	・保険証 ・印鑑
	保険証をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき	・使えなくなった保険証・印鑑 ・顔写真入りの身分証明書
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	・保険証 ・印鑑 ・在学証明書
	交通事故で第三者（他人等）から傷害をうけたとき	・保険証 ※届出をしないと健康保険は使えません。標記担当窓口にご相談ください
	入院などで高額な医療費がかかりそうなとき（限度額適用認定証）	・保険証 ・印鑑